

今後の経済産業施策に関する主な課題

山口 秀樹

(経済産業委員会調査室)

1. 我が国経済の動向と成長戦略
 - (1) 最近の経済動向
 - (2) 未来投資戦略2018等
 - (3) Connected Industries
2. 通商政策
 - (1) 米国の通商政策等の動き
 - (2) 我が国における経済連携の取組、WTO改革、デジタル貿易の課題
3. 中小企業政策
 - (1) 中小企業の現状・課題、支援の在り方、防災対策
 - (2) 起業・創業促進、ベンチャー支援
 - (3) 商工中金問題
4. エネルギー政策
 - (1) 第5次エネルギー基本計画の策定
 - (2) 再生可能エネルギー
 - (3) 原子力
 - (4) その他(パリ協定に基づく長期戦略の検討、電力インフラ災害対策)
5. 競争政策
 - (1) 公取委の最近の取組(刑事告発、データと競争政策、地銀経営統合審査等)
 - (2) 独占禁止法の見直し(課徴金制度の見直し等)
6. その他
 - (1) 意匠制度の見直し
 - (2) 2025年国際博覧会(大阪万博)の開催
 - (3) 消費税率引上げに対する対応
 - (4) 産業革新投資機構をめぐる問題

今日、第四次産業革命と言われるデジタル化による技術革新とともに、経済のパラダイ

ムシフトが世界規模で急速に進展しているとされる。その一方で、我が国は、人口減少・高齢化や地球環境問題への対応等の課題にも直面しており、それらに対応した社会経済システムの新たな構築が求められている。そうした中で、以下では、今後の経済産業施策に係る当面するいくつかの主要な課題について、ポイントを絞って概述する¹。

1. 我が国経済の動向と成長戦略

(1) 最近の経済動向

我が国経済は、2012年末より緩やかな景気回復が続いているとされる。ただし、直近の2018年7～9月期の四半期別GDP速報（2次速報値）は、自然災害による影響等もあって実質GDP成長率は前期比▲0.6%（年率換算▲2.5%）となっている。

そうした中で、企業の経常利益、設備投資は好調が続いてきており、財務省『法人企業統計』によると、2017年度は経常利益（83兆5,543億円）が対前年度比11.4%増、設備投資（45兆4,475億円）が同5.8%増、また、いわゆる「内部留保」²とされる利益剰余金（446兆4,844億円）も同9.9%増といずれも過去最高を更新している（いずれも金融業、保険業を除く全産業）。その一方で、労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合）は2017年度には66.2%と、近年低下傾向となっている³。

今後、好調な企業収益を投資の更なる増加や賃上げ等につなげ経済の好循環を拡大していくことが課題とされるとともに、2019年10月に予定される消費税率引上げに伴う需要変動や通商摩擦等の世界経済の不確実性にも適切に対応していくことが求められている。

(2) 未来投資戦略2018等

2018年6月15日、新たな成長戦略である「未来投資戦略2018」が閣議決定された。

AIやIoT、ビッグデータの活用など、デジタル革命が進み、新たな価値の源泉である「データ」をめぐる国際的な競争も激しくなる中で、同戦略は、今後の戦略的取組として、ものづくり現場における豊富なリアルデータなど日本の強みとリソースを最大活用して、人口減少・高齢化等の社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会「Society 5.0⁴」を実現するとする。

このため、「次世代モビリティ・システムの構築」や「エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーション」等について変革の牽引力となる新たな「フラッグシップ（旗艦）・プロジェクト」として推進するとともに、データ利活用基盤等の共通インフラ整備やプラット

¹ 本稿は、2018年12月19日までの情報に基づくものである。

² 利益剰余金（内部留保）は、企業のバランスシート上での資金調達源泉の一つであり、それが資産項目の「現金・預金」と対応するものではない（拙稿「今後の経済産業施策に係る主要な課題」『立法と調査』No. 373（2016.1）98、99頁参照）。ただし、法人企業統計によると、「現金・預金」も2017年度約222兆円と過去最高を更新している（金融業、保険業を除く全産業）。

³ 法人企業統計年報ベースの労働分配率は2012年度には72.3%であった（直近のピークは2008年度及び2009年度の74.7%）（金融業、保険業を除く全産業）。

⁴ サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、我が国が目指すべき新たな未来社会の姿として第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）で提唱された。

フォーマー型ビジネスの台頭に対応した新たなルール整備等を進めるとしている。その推進に当たっては、重点分野について官民協議会を設置して、2025年までに目指すビジョンを共有し、その実現に必要な施策等を2019年夏までに取りまとめるとされており、現在、フィンテック・キャッシュレス等の5つを重点分野として議論が進められている。

また、2018年11月には、未来投資会議等⁵で「経済政策の方向性に関する中間整理」がまとめられ、今後の成長戦略の方向性については、潜在成長率の引上げを最重要課題とした上で、①Society5.0の実現、②全世代型社会保障への改革、③地方施策の強化の3つの柱を中心に3年間の工程表を含む実行計画を2019年夏までに決定するとされている。

(3) Connected Industries

第四次産業革命による変革が従来にないスピードとインパクトで進展する中で⁶、政府は、我が国産業が目指すべき姿として、人、モノ、組織、データ等が様々につながることにより、新たな価値の創出を図り社会課題の解決をもたらすという「Connected Industries」の考え方を推進するとしている⁷。

このため、2018年の常会では、生産性向上特別措置法（同年5月成立）による産業データの連携・共有事業の認定制度の創設、不正競争防止法の改正（同年5月成立）によるデータの不正取得等に対する民事救済措置の創設等の対応も行われた。

データの利活用をめぐるのは、今後、①個人情報保護等の観点から、国境を越えるデータを含めその移転・流通のルールをどう作っていくか、②データの独占・寡占や不当な収集等に対し、公正で自由な競争環境をいかに整備していくか、等が課題となる（②については後述5.（1）を参照）。また、データ等を単につなげるだけでは新たな価値は生まれず、データ等の連携により、我が国産業として新たなビジネスモデルをいかに創出していくかが重要な鍵となる。さらに、IoTが拡がると逆にセキュリティ侵害を受けるおそれも大きくなると想定され、対中小企業を始めとしてサイバーセキュリティ対策の一層の強化も求められると考えられる。

他方で、我が国の既存のITシステムには、2025年には基幹系システムの6割が老朽化するなど技術面の老朽化やシステムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題が指摘されており、これらが足かせとなって、データを十分に活用できなかつたり、将来の競争力強化のための新たなIT投資が滞ること等が懸念されている。経済産業省の研究会レポート⁸では、こうした既存システムが残存した場合、保守運用人材の不足等により2025年以降年間最大12兆円の経済損失が生じる可能性があるとして、そうしたシステムの刷新をどう進めていくかも大きな課題となる。

⁵ 未来投資会議のほか、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議による。

⁶ 様々な情報のデータ化とその利活用により、①大量生産・画一的サービス提供から個人のニーズに合わせたカスタマイズ生産・サービス提供を可能にする、②製造業のサービス化やサービス提供のボーダレス化・リアルタイム化、供給効率性の飛躍的向上等をもたらすとされる。

⁷ 「Connected Industries」は、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」の5つを重点取組分野としている。

⁸ 経済産業省デジタルトランスフォーメーションに向けた研究会「DXレポート」（2018.9.7）

なお、ツナガル・自動化・利活用（シェア）・電動化という自動車をめぐる産業の構造変化の潮流を踏まえ、2018年8月に経済産業省の「自動車新時代戦略会議」から「中間整理」が公表されている。ここでは、2050年までに世界で供給する日本車について世界最高水準の環境性能を実現することを目指すとして、同年までに乗用車の電動車率100%の達成を想定した取組が提言されている。

2. 通商政策

（1）米国の通商政策等の動き

米国は、2018年3月8日、1962年通商拡大法第232条に基づいて、鉄鋼及びアルミニウム製品の輸入が同国の安全保障に影響を及ぼすとして、日本を含む各国からの輸入に対し、鉄鋼製品に25%、アルミニウム製品に10%の追加関税を課すことを決定した。これに対して、各国はそれぞれ対抗措置の発動又はWTO（世界貿易機関）への通報等の対応をとるに至っている。さらに、米国は、同年5月23日、自動車及び自動車部品についても、その輸入が同国の安全保障に及ぼす影響について1962年通商拡大法第232条に基づく調査を発動することを発表し、現在その調査が行われている⁹。

他方で、米国は、同年3月22日、1974年通商法第301条に基づいて、中国の技術移転策や知的財産権侵害に対する制裁措置の発動を決定し¹⁰、同年7月6日以降、順次中国からの制裁対象輸入品に対し25%の追加関税を賦課する等の措置を実施している。これに対し、中国も対抗措置として米国からの輸入品に対し追加関税を課す措置を決定し、さらにこれに対して米国が更なる追加関税措置の発動の検討を発表するなど、米中両国間では「貿易戦争」への突入・拡大が懸念される状況が現出している¹¹。

こうした動きの過熱化は、世界経済の大きな下押しリスクとなっており、グローバル・バリューチェーンへの影響等我が国にとってもその影響が懸念される。

図表 1974年通商法301条に基づく米国の追加関税措置と中国の対抗措置

第1弾 (2018.7.6)	(米) 340億ドル相当の818品目(乗用車等)、25% →(中) 340億ドル相当の545品目(大豆、乗用車等)、25%
第2弾 (2018.8.23)	(米) 160億ドル相当の279品目(半導体等)、25% →(中) 160億ドル相当の545品目(化学工業品等)、25%
第3弾 (2018.9.24)	(米) 2,000億ドル相当の5,745品目(食料品等)、10%(2019年以降25%) →(中) 600億ドル相当の5,207品目(LNG等)、5又は10%

(出所) JETRO「ビジネス短信」等より作成

⁹ 米商務省による調査に係る報告書提出期限は2019年2月中旬とされる。

¹⁰ このほか、トランプ米国大統領は、併せて中国企業の対米投資の規制強化案の提案を財務長官に指示していたが、2018年8月には外国企業からの対米投資を審査する外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化する「2018年外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)」が成立している。

¹¹ 2018年12月1日、G20後の米中首脳会談では、米国の新たな対中追加関税措置(2019年1月より2,000億ドル相当の製品への関税を10%から25%に引上げ)を90日間猶予し、知的財産権保護等5分野で両国が協議を行うこと等の合意が行われたとされる(『日本経済新聞』(2018.12.3)等)。ただし、同日、中国通信機器大手の華為技術(ファーウェイ)の幹部が逮捕されたことで米中協議は難航する恐れも指摘されている。

（２）我が国における経済連携の取組、WTO改革、デジタル貿易の課題

我が国は、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域を始め世界に広げていくため、2018年3月8日、TPP11協定¹²の署名を行った。また、同年7月17日には、世界のGDPの約3割、貿易額の約4割を占める日本とEUによる日EU・EPA（経済連携協定）の署名が行われている¹³。これら2つの協定が発効すれば¹⁴、我が国のFTAカバー率¹⁵は36.5%になる（2017年貿易額ベース）。なお、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、2018年11月の共同首脳声明で「2019年に妥結する決意」とされている。

一方、2017年1月にTPP¹⁶からの離脱を表明した米国は、複数国間ではなく二国間の交渉を重視する姿勢を示しており、日米間では、米国の対日貿易赤字も問題とされる中、2018年4月の日米首脳会談で合意された茂木大臣とライトハイザー通商代表との間での「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」（FFR）が2018年8月以降開催されている。そうした中で、同年9月には「日米物品貿易協定（TAG）」について交渉開始が合意され、日米首脳会談において共同声明が発出された。なお、この協定の協議中は、自動車に関する1962年通商拡大法第232条に基づく関税措置は課されることはないとの理解が首脳間・閣僚間で確認されたとされるが、今後の交渉項目、我が国の交渉戦略が注目されるほか、交渉内容によってはWTOルールとの整合性¹⁷の問題も指摘されている。

このほか、かねてその機能不全が指摘されてきたWTOについては、2018年11月、特定産業を優遇する不公正な補助金に係る規制強化等を内容とする改革案が日米欧で共同提案されている。また、世界の越境EC（電子商取引）の市場規模は2014年（2,360億ドル）から2020年には4倍以上の拡大が見込まれるなど、世界のデジタル貿易は急拡大しているが、これに対しては、データの自由な越境流通を阻害する各国のデータ保護主義的な規制措置の是非等が問題となるとともに¹⁸、そもそも今後もデジタル取引を的確に把握できるのか、関税政策や安全保障貿易管理は実効的に機能するのかとの問題も提起される。

3. 中小企業政策

（１）中小企業の現状・課題、支援の在り方、防災対策

我が国の中小企業は、企業数では約358万者と全体の99.7%を占め、従業員数でも約3,220万人と全体の約7割の雇用を支えている。なお、そのうち小規模企業は、企業数約305万者、従業員数約1,044万人となっている（いずれも2016年6月時点）。

こうした中小企業は、地域の経済・雇用のみならずそのコミュニティ基盤を支えること

¹² 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

¹³ TPP11協定の国会承認は2018年6月13日、日EU・EPAの国会承認は同年12月8日である。

¹⁴ TPP11協定は2018年12月30日に、また、日EU・EPAは2019年2月1日に発効する見込みである。

¹⁵ 貿易総額に占めるEPA/FTA発効済国との貿易額の割合。なお、累次の政府の成長戦略では、「2018年までにFTA比率70%（2012年：18.9%）を目指す」とされてきた。ただし、ここで言うFTA比率には署名済国を含むが、署名済を含めたFTA比率は51.6%となる。

¹⁶ 環太平洋パートナーシップ協定（2016年2月署名）

¹⁷ 『日本経済新聞』（2018.9.29）等。なお、例えば、GATT第24条は、いわゆる地域貿易協定について、域内の実質上すべての貿易について関税等を廃止すること等を要件として認められるとしており、また、GATT第11条は、原則として輸出入の数量制限を禁止している。

¹⁸ 経済産業省『平成30年版通商白書』158頁以下参照。

もに、新たな価値創造・イノベーションの担い手として我が国経済の活性化の源泉となる存在でもある。その一方で、①IT等の投資促進による、全ての業種で大企業を下回る生産性の向上、②経営者の高齢化による休廃業のリスク¹⁹や人手不足の深刻化への対応、③起業・創業の促進が大きな課題となっており、2017年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」でも中小企業等の生産性革命に向けて集中的支援を図るとされるなど、これまでも各般の中小企業支援策が講じられてきている。

そうした中で、中小企業支援策に対しては、例えば、高率の補助金について²⁰、モラルハザードが生じ各企業の適切な経営判断が妨げられる、また、適正な市場競争を歪め産業の新陳代謝を阻害する懸念があるとする指摘もある²¹。言うまでもなく中小企業の活性化は単なる所得の再配分では達成できないのであって、限られた財源を有効に活用して、真に支援の必要な中小企業に対して集中的かつ効果的な支援が行われるよう、今後とも的確な支援要件の設定とその効果検証が求められる。そうした観点からは、中小企業の形式基準に合致していてもその実態は区々であるところ²²、例えば中小企業の発行済株式総数（出資価額総額）の2分の1以上を同一の大企業が有する場合など、いわゆる「みなし大企業」に対する適切な対応等も更に求められるであろう。また他方で、事業者負担の軽減の観点から、中小企業・小規模事業者を対象とする補助金等の手続について、簡易なオンライン申請を可能とする取組も求められている²³。

なお、近年の大規模自然災害の頻発に対応して、2018年11月より中小企業庁の研究会で中小企業の防災・減災対策の強化に向けた政策対応の在り方の検討が行われている²⁴。

（2）起業・創業促進、ベンチャー支援

我が国の開業率、廃業率は、2017年度実績でそれぞれ5.6%、3.5%であり（雇用保険事業年報ベース）、ともに欧米諸国と比較して相当程度低い水準であることが指摘される。このため、これまで累次の政府の成長戦略において、開業率が廃業率を上回る状態にし、それぞれ米国・英国レベルの10%台になることを目指すとの目標が掲げられてきた。なお、開業率の実績は、雇用保険事業年報ベースで見ると近年もほぼ一貫して開業率が廃業率を上回っているが、我が国の企業数自体は近年減少している²⁵（総務省『経済センサス』）。

¹⁹ 中小企業庁は、現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性があるとする。これに対し、2017年7月、5年程度を支援の集中実施期間とする「事業承継5ヶ年計画」を策定している。

²⁰ 中小企業向け補助金については補助率3分の2のものが大きな割合となっている（平成29年度当初予算ベースでは全体の47.3%、平成30年度当初予算ベースでは見直しの取組が行われ全体の39.5%）。

²¹ 財務省財政制度等審議会「平成30年度予算の編成等に関する建議」（2017.11.29）

²² この点、税制に関して、大法人が減資を行って中小法人となる事例があり、恣意的な税負担の軽減が可能となっているとする指摘もある（日本税理士会連合会税制審議会「中小法人の範囲と税制のあり方について」（2016.3.17）2頁等）。

²³ 規制改革推進会議「規制改革推進に関する第4次答申」（2018.11.19）6頁参照。

²⁴ 中小企業強靱化研究会。なお、自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」（2018.12.14）では、「中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）に基づいて中小企業が行った防災・減災設備への投資を対象に、特別償却ができる制度を創設する」とされている。

²⁵ 総務省『経済センサス』（2006年までは事業所・企業統計調査）ベースの開業率を見ると、1990年代以降では一貫して廃業率が開業率を上回っている（中小企業庁『2018年版中小企業白書』附属統計資料参照）。

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、ベンチャー支援強化として、新たに「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」との目標が掲げられた。ユニコーン企業数は、米国の調査機関CB Insightsによると、米国141社、中国81社に対し、日本は1社にとどまっている（2018年12月アクセスデータによる）。経済産業省は、「J-Startup」プログラムを立ち上げ、2018年6月に第一弾として92社を選定しスタートアップの集中支援（ファイナンス支援やマッチング支援等）を実施しており、今後の推移が注目される。

（3）商工中金問題

2016年10月以降の（株）商工組合中央金庫（商工中金）の危機対応業務における不正行為事案の発覚を受け、2018年1月11日に「商工中金の在り方検討会提言」が取りまとめられ、商工中金には、解体的出直しとして、①4年後の新たなビジネスモデルの確立、②危機対応業務の抜本的見直し、③第三者委員会の設置等のガバナンスの強化が求められた。これまで、2018年3月末をもって危機対応業務の危機事象として「デフレ脱却等」を廃止する大臣告示の改正²⁶等が行われたほか、同年3月には、商工中金のビジネスモデル構築や業務実施に対する外部第三者によるチェック・評価を行う「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」が設置され、また、同年10月には、今後4年間の経営計画となる「商工中金経営改革プログラム」が商工中金より示されている。その一方で、同年10月に公表された会計検査院の随時報告では、主務省の危機認定に当たっての十分な調査の必要性も指摘されている。なお、地域の中小企業の生産性向上や地方創生に貢献する新たなビジネスモデル構築の取組は完全民営化の方向で実施するとされているが、完全民営化への移行自体は4年間の取組の検証・検討を踏まえ判断することとされている。

4. エネルギー政策

（1）第5次エネルギー基本計画の策定

2018年7月3日、第5次エネルギー基本計画（新基本計画）が閣議決定された。エネルギー基本計画は、2002年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき我が国のエネルギー政策の基本的方向性を示すものであり、これまで概ね3～4年ごとに策定されてきた。

新基本計画では、2030年に向けては、2015年7月に策定された「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）を前提に、これまでの施策の深掘り等によりその確実な実現を目指すとともに、2050年に向けては、エネルギー転換・脱炭素化に向けた挑戦を掲げ、技術革新等の可能性とその一方で不確実性を踏まえつつ、再生可能エネルギーや原子力、水素・CCS²⁷など多様な選択肢による野心的な複線シナリオにより対応していく旨が示されている。

ただし、同調査は毎年実施されるものではない。

²⁶ 危機事象としては足下では東日本大震災等の自然災害のみとなる。なお、検討会提言では、危機事象については定期モニタリングを行うとともに、経済事象（リーマンショック並みの危機）を危機事象とする場合には原則1年（延長しても2年）に限定すべきとされた。

²⁷ 工場や発電所等から排出されるCO₂を大気放散する前に回収し、地下へ圧入・貯留する技術。

これに対しては、①2050年に向けて再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとしながら、2030年度におけるエネルギーミックスのこれまでの電源構成比率を維持したことは矛盾ではないか、②原子力を脱炭素化の選択肢にするとしながら、およそ20～30年を要する原発のリプレースについて言及しておらず、問題の先送りではないか、③LNG火力について、ベースロード電源に組み入れて石炭火力からのシフトを明確に打ち出すべきではないか、等の指摘がなされている²⁸。

（２）再生可能エネルギー

新基本計画において主力電源化を目指すとした再生可能エネルギーについては、今後の導入拡大に向けて、①海外に比べてなお高い発電コストの低減を図り、将来の国民負担を抑制すること²⁹、②今後見込まれる太陽光パネルの廃棄対策や2019年以降順次生じるFIT制度（再生可能エネルギー固定価格買取制度）買取期間終了後の発電継続を含め、長期安定的な電源としてその事業実施を支えるための適正な事業環境を整備すること³⁰、③導入拡大のネックとなる電力系統制約を克服するため、系統利用ルール・費用負担の見直しや広域的かつ柔軟な調整力を確保する取組を進めること、が主要な課題とされている³¹。

そうした中で、特に事業用太陽光発電については、FIT認定は受けているものの未稼働の案件が大量に存在することから、国民負担の抑制等のため2016年の「FIT法³²」改正で一定のものについては運転開始期限を設定する等の対応が図られたが、さらに同期限が設定されなかった未稼働案件に対しても、2018年12月5日、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や運転開始期限の設定等の措置を講じる方針が経済産業省より示された³³。また、太陽光パネルの廃棄対策について、2018年度中を目途に発電事業者による費用積立を担保するための施策の検討が行われている³⁴。

一方、世界では、企業が利用するエネルギーを100%再生可能エネルギーとすることを目指す「RE100」³⁵によりその事業価値を高める取組も進んでおり、再生可能エネルギーについては、デジタル技術等によるイノベーションの可能性と新たなビジネス機会を生み

²⁸ 資源エネルギー庁「第5次エネルギー基本計画策定に向けたパブリックコメントの結果について」（2018.7.2）、橋川武郎「経済教室 エネルギー基本計画の論点④」『日本経済新聞』（2018.5.14）、同「エネルギー深論」『ガスエネルギー新聞』（2018.7.30）等

²⁹ エネルギーミックスでは、2030年度のFIT制度による買取費用総額について3.7～4.0兆円程度と想定されているところ、2018年度には同総額は既に3.1兆円程度に達すると見込まれている。このほか、FIT制度の事務費用（運用業務委託費）の増加の問題も指摘されている（財務省財政制度等審議会「平成31年度予算の編成等に関する建議」（2018.11.20）参照）。

³⁰ 我が国のエネルギー供給において大きな役割を担う長期安定的な電源となるためには、立地制約等の規制・制度のリバランスを進める一方で、その適正な事業実施に向けた規制強化も求められることが指摘される。

³¹ 「総合資源エネルギー調査会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会中間整理」（2018年5月）では、今後の政策対応の具体的なアクションプランが示されている。

³² 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

³³ 開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、こうした措置は適用しない等とされている。

³⁴ このほか、環境省では、2018年8月に「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」を設置し、太陽光発電施設の設置を環境影響評価法の対象とすべきかどうか等の検討を行っている。

³⁵ 2050年までに事業運営に使う電気を100%再生可能エネルギーで調達すること目標に掲げる国際的イニシアチブで、アップル、ナイキ等が参加し、日本でもリコー、イオン等が参加している。

出しつつ、その積極投資とコスト低減が進んでいる。なお、我が国では、2018年5月より非化石価値取引市場が創設され、まずFIT制度により発電された電気に係る非化石証書の取引が始まっているが、同証書のRE100への基準適合性は明確でない³⁶等の問題もある³⁷。なお、再生可能エネルギーの自立的な普及に向けて、「FIT法」については2020年度（平成32年度）末を期限として抜本的見直しを行うこととされている³⁸。

（3）原子力

ア 再稼働の状況等

我が国の原子力発電の状況は、2011年の福島第一原子力発電所事故前に運転していた原発54基のうち、再稼働9基、原子炉設置変更許可済6基、新規規制基準への適合性審査中10基³⁹、適合性審査未申請9基、廃炉決定済・検討中20基⁴⁰となっている⁴¹。

エネルギーミックスでは2030年度に22～20%程度とされている原子力の電源構成比率の達成について、世耕経済産業大臣は、①稼働率を80%として機械的に計算すると、2030年時点で運転開始から40年未満の原発が全て稼働すると17%、40年以上経過している原発も全て運転延長すると28%となる、②このため、現時点では新設、リプレースを考えなくてもエネルギーミックスの目標は達成可能、としている⁴²。しかし、既設炉の全てが再稼働するかを別としても、既設炉の高経年化は否応なく進み、2050年にはその全てが運転年数40年を経過することとなる⁴³。

今後の原子力政策の推進に向けては、安全性を最優先に、防災及び事故対応の強化、廃炉や使用済燃料・廃棄物対策への取組推進等を図りつつ、立地地域を始めとして国民の信頼獲得に努めることが不可欠となる。その上で、安全性・経済性・機動性に優れた小型モジュール炉等の次世代炉の開発や放射性廃棄物の減容・有害度低減に向けた研究開発への取組⁴⁴も極めて重要な意義を有すると考えられる。

イ プルトニウム利用

我が国は、原発からの使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を再利用する核燃料サイクル政策を基本方針としている一方で⁴⁵、プルトニウムは核不拡散の観点

³⁶ 非化石証書は、各証書単位で再エネ源を特定することができないことが問題として指摘される。経済産業省は、2019年2月に販売される非化石証書について電源種や発電所所在地等のトラッキング情報を付与する実証実験を行うと発表しており（2018.12.17付ニュースリリース）、これを活用すればその需要家はRE100の取組にも活用できるとしている。

³⁷ このほか、大型水力等の非FIT電気に係る非化石証書については、ほとんどが総括原価方式で建設された電源に係るものであるにもかかわらず、その環境価値を電源保有の電力会社に帰属させるのは問題ではないかとする指摘もある（「RE100が突きつける非化石証書の弱点」（日経ビジネスONLINE 2018.8.27））。

³⁸ 同法附則第2条第3項

³⁹ このほかに、建設中の電源開発大間原発及び中国電力島根原発3号機が審査申請を行っている。

⁴⁰ このうち、東京電力福島第二4基については、2018年6月14日に廃炉方針が表明されている。

⁴¹ 資源エネルギー庁資料（2018年12月5日時点）等による。

⁴² 衆議院経済産業委員会議録第14号14～15頁（平30.5.23）

⁴³ 発電用原子炉の運転期間は原則40年とされている（「原子炉等規制法」第43条の3の32）。

⁴⁴ ただし、岡芳明原子力委員会委員長は、高速炉等による高レベル放射性廃棄物の有害度低減については地層処分を代替できるかのような誤解があり懸念しているとする（原子力委メールマガジン 2018年7月20日号）。

⁴⁵ 一方で、再利用できない放射能レベル高い廃液はガラス固化して高レベル放射性廃棄物とされ、最終的には

から国際的にも厳重な管理が求められている。このため、2018年7月31日、原子力委員会において「我が国のプルトニウム利用の基本的な考え方」が改定・公表され、①今後、プルサーマル⁴⁶に必要な量だけ再処理の認可を行うこと等により、我が国のプルトニウム保有量を減少させる、②電気事業者は今後、新たなプルトニウム利用計画を策定・公表する、との方針が示された。

プルサーマルの実施は、現状4基で、さらにその実施を計画している原発のうち6基が新規規制基準への適合性審査中等となっているが⁴⁷、プルサーマルによるプルトニウム保有量の削減が進まなければ、各原発の使用済燃料の再処理が行えず、使用済燃料の保管場所の逼迫も問題となる。他方で、プルサーマル実施後の使用済MOX燃料については、現在建設中の六ヶ所再処理工場ではその再処理は予定されておらず、その処分方策については今後研究開発に取り組みつつ検討することとされているとの問題もある。

なお、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減、資源の有効利用の観点から進められてきた高速炉開発については、2018年中を目途に戦略ロードマップを策定し、米国や仏国等と国際協力を進めつつ研究開発に取り組むとの方針が示されているが⁴⁸、仏国は高速炉実証炉（ASTRID）の開発計画を凍結する方針との報道もある⁴⁹。

ウ 福島第一原発の廃炉・汚染水対策

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、2017年9月改訂の「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき実施されている。ここでは、廃炉・汚染水対策に関する今後の目標工程も示されており、燃料デブリの取り出しについては、2019年度に初号機の取り出し方法の確定、2021年内に取り出しを開始、使用済燃料の取り出しについては、3号機は2018年度⁵⁰、1・2号機は2023年度目処、等とされている。

なお、汚染水対策に関しては、継続的に発生する汚染水が多核種除去設備（ALPS）等で浄化処理されその処理水が敷地内のタンクに貯留されているが、タンク建設のために適した用地は限界を迎えつつあるとされている⁵¹。ALPS等では、放射性物質のうちトリチウムのみは除去できないことから⁵²、その処理水の処分方法については海洋放出

地下300m以深に地層処分される計画とされている。

⁴⁶ 使用済燃料から回収されるプルトニウムとウランを混合酸化物燃料（MOX燃料）に加工し、現在の原発（軽水炉）で使用すること。

⁴⁷ 日本原子力発電の東海第二発電所は設置変更許可済である（2018年9月26日）。なお、電気事業者は、2016年3月時点において、プルサーマル計画について全国の16～18基での導入を目指すとしている。

⁴⁸ 「高速炉開発の方針」（2016年12月21日原子力関係閣僚会議決定）

⁴⁹ 『日本経済新聞』（2018.11.29）等

⁵⁰ 3号機の使用済燃料取り出しについては、機器の不具合が相次いだことにより、その実施は2019年以降にずれ込む見通しとされている。

⁵¹ 今後、燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業等のエリア確保も必要とされる。なお、現在の計画では、2020年末のタンク容量約137万m³が保管の限界とされるが、2018年3月末の貯蔵量は約105万m³、2020年までの貯蔵量の増加見込みが約20～27万m³とされている。

⁵² 東京電力は、ALPS等による処理水についてその8割超に基準を超える濃度の放射性物質が含まれており、環境へ放出する場合には二次処理を実施する旨公表している（「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」資料（2018.10.1））。

等 5 つの選択肢の技術評価も行われており⁵³、2018 年 8 月には県民・国民の意見を聴く説明・公聴会も開催された。処理水の処分に関しては、安全性の確保策、風評被害を含めた社会的影響の評価とその対応策等が課題となっており、政府の「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」で引き続き検討が行われている。

(4) その他（パリ協定に基づく長期戦略の検討、電力インフラ災害対策）

地球温暖化対策をめぐっては、2016 年 11 月に発効したパリ協定等に基づき 2020 年までに各国に策定が求められている「長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略」について⁵⁴、2018 年 7 月より我が国における政府全体としての検討が開始されている⁵⁵。

我が国で排出されている温室効果ガスの約 9 割はエネルギー起源であり、エネルギー政策との調和が求められるところ、これまで、経済産業省では、2017 年 4 月に「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」が、また、環境省では、同年 3 月に中央環境審議会地球環境部会において「長期低炭素ビジョン」が、それぞれ取りまとめられてきた。しかし、両者の間では、①国内対策による温室効果ガスの削減を大前提とすべきか、国際貢献との両立を考えるべきか⁵⁶、②カーボンプライシング施策（炭素税、排出量取引等）を今後活用すべきか否か、等の点で基本的な考え方に相違があり、その検討の行方が注目される。

このほか、2018 年 9 月の北海道胆振東部地震によって北海道全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生したことを受けて、電力広域的運営推進機関⁵⁷に設置された検証委員会⁵⁸は同年 10 月 25 日に「中間報告」を取りまとめ、北海道エリアにおける当面の再発防止策として周波数低下リレー⁵⁹による負荷遮断量 35 万 KW の追加等の対策が示された。さらに、同年 11 月 27 日には、総合資源エネルギー調査会及び産業構造審議会の下に設置された電力レジリエンスワーキンググループより「中間取りまとめ」が公表され、北海道エリア以外も含めた各広域エリアの電力レジリエンス総点検の実施結果を踏まえ、電力インフラに係る防災等のための対策として、①電源への投資回収スキーム等中長期的な供給力確保のための仕組みの検討、②ブラックアウトのリスクに係る定期的な確認プロセスの構築、③レジリエンスと再生可能エネルギー拡大の両立に資する地域間連系線等の増強・活用拡大策の検討等が示されている。

⁵³ トリチウム水タスクフォース報告書（2016 年 6 月）

⁵⁴ 2016 年（平成 28 年）5 月の G 7 伊勢志摩サミット首脳宣言において、G 7 は 2020 年の期限に十分先立って長期戦略を策定し、通報することにコミットするとされている。

⁵⁵ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会

⁵⁶ 経済産業省の「報告書」では、例えば、我が国だけが排出量の大きい産業の規模を縮小しても、他国にその産業が移転するのであれば地球全体での排出削減につながらないとし、我が国の技術力を活用して世界全体での排出削減に貢献することをより重視するのに対し、環境省の「ビジョン」では、我が国は世界の主要排出国として率先して国内での長期大幅削減に取り組むべきであり、各国がそれぞれ他国依存となればパリ協定の目標を到底達成できないとする。

⁵⁷ 広域的な運営による電気の安定供給の確保を目的とした電気事業法に基づく認可法人

⁵⁸ 平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会

⁵⁹ 事故停止等により大きな発電所が停止した場合、需要を支えられず、急激に周波数低下が起こるが、発電側の発電量が足りず周波数低下が生じる際に、定められた条件により自動で負荷（需要）等を系統から切り離す装置。

5. 競争政策

(1) 公取委の最近の取組（刑事告発、データと競争政策、地銀経営統合審査等）

「独占禁止法」⁶⁰違反事件について、公正取引委員会（公取委）は、2018年3月23日、東海旅客鉄道株式会社が発注する中央新幹線に係る建設工事の指名競争見積参加業者4社等⁶¹について刑事告発を行った。刑事告発は、およそ2年ぶりとなる。

また、公取委は、2017年6月28日に「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」を公表し、我が国企業の液化天然ガス（LNG）輸入に係る「仕向地制限」⁶²等についてその競争政策上の問題点の指摘を行っているが、同調査では、40年ぶりに独占禁止法第40条に基づく報告命令が実施された⁶³。

このほか、2017年6月6日に公表された公取委「データと競争政策に関する検討会」報告書では、近年のデータ利活用に係る重要性の高まりを踏まえ、データの集積を伴う企業結合や市場における地位を利用した消費者・中小企業からのデータの不当な収集、あるいは、独占事業者等による不当なデータの囲い込みに対する独占禁止法による迅速な対応の必要性が指摘されている。

さらに、「未来投資戦略2018」（2018年6月閣議決定）で、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備を進めるとされたことを踏まえ（前述1.（2）参照）、2018年12月12日、経済産業省、公取委、総務省による「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」で「中間論点整理」が取りまとめられた。ここでは、オンラインプラットフォーム事業者と取引関係のある事業者の5割超が契約・取引慣行について何らかのトラブルを経験している等の調査結果も踏まえ、①プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法の見直しの検討、②取引慣行の透明性、公正性の実現のため大規模・包括的な徹底した調査の実施⁶⁴や継続的に調査・分析を行う専門組織等の創設及び規律の導入（重要な取引条件の開示等）の検討、③デジタル市場での公正かつ自由な競争の実現に向けた企業結合規制や優越的地位の濫用規制の適用の在り方の検討、等の必要性が示されている⁶⁵。データ関連のルール整備に関しては、イノベーション創出を重視するか、公正な取引環境や個人情報保護等を重視するかをめぐって国際的にも米国とEUとは考え方も異なるところ、今後の我が国の対応が注目される⁶⁶。

⁶⁰ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

⁶¹ 4社及びそのうち2社の業務従事者2名について刑事告発を行った。

⁶² 我が国のLNG売買契約の多くには、契約で規定された仕向地以外では受け渡しをせず、買主による第三者への転売を制限する仕向地条項が存在する。

⁶³ LNG売買契約に秘密条項があることから、独占禁止法第40条の強制権限によつたとされる（2017年6月28日公取委事務総長定例会見記録）。

⁶⁴ 「中間論点整理」では、必要に応じ独占禁止法第40条の一般調査権の活用も検討すべきとする。なお、これまででも、デジタルプラットフォーマーに係る取引実態については、事業者間に秘密保持契約があることから、その実態把握のためには独占禁止法第40条に基づく調査を求める意見も示されていた（経済産業省「第四次産業革命に向けた横断的制度改革研究会報告書（2016.9）14頁参照）。

⁶⁵ 「中間論点整理」を踏まえ、2019年12月18日、経済産業省、公正取引委員会、総務省より「デジタル・プラットフォーマーに関する基本原則」が示されている。

⁶⁶ このほか、経済産業省の産業構造審議会 Connected Industries における共通商取引ルール検討小委員会より2018年11月に示された「中間整理（案）」では、今後の商取引ルールについて、個人が供給者として参加するCtoC市場に係るルール整備の必要性、プラットフォーマーの社会的責任の在り方やデータ利活用等の

また一方、2018年8月24日、公取委は、長崎県での地方銀行の再編をめぐり、2016年6月以来審査が行われてきた(株)ふくおかフィナンシャルグループによる(株)十八銀行の株式取得について、当事会社の問題解消措置⁶⁷により、中小企業向け貸出しに関する一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとする判断を示した⁶⁸。地方銀行や乗合バス等は、地域に不可欠なサービスでありながら人口減等を背景に経営環境の悪化に直面しており、2018年6月閣議決定の「未来投資戦略2018」では、地域の基盤的サービスの確保等の観点から競争政策の在り方について政府全体として検討を進め本年度中に結論を得るとされた。その後、同年11月に未来投資会議等でまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」では、そうした地方基盤企業の経営統合等に対する競争政策上の新たな制度創設又はルール整備を2019年夏に向けて検討するとされている。

さらに、2018年11月19日に規制改革推進会議より答申された「規制改革推進に関する第4次答申」では、携帯電話市場における適正な競争環境の整備に向けて、公取委は必要な対応を実施するとされている⁶⁹。

(2) 独占禁止法の見直し(課徴金制度の見直し等)

公取委は、2017年4月25日に「独占禁止法研究会報告書」を公表した。同報告書は、違反行為に係る売上額等に一定率(カルテルの場合、原則10%)を乗ずる方式で一律かつ画一的に算定・賦課される現行の硬直的な課徴金制度では、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展等に適正に対応できず、独占禁止法違反行為に対する事業者の調査協力へのインセンティブ確保も不十分である等として、事案に応じて公取委に一定の範囲でその算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度への見直しの必要性を指摘している。

このため、具体的には、課徴金の算定基礎となる売上額の範囲の見直し⁷⁰、算定期間の上限(3年間)の撤廃又は延長、業種別算定率の廃止等を行うとともに、事業者の調査協力インセンティブを高めるため、事業者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて減算率を決定すること等を内容とする課徴金減免制度の拡充、調査妨害行為に対する課徴金加算制度の新設等を行うとしている。その一方で、調査・処分を受ける事業者の手続保障の確保に向けては、各種防御権の濫用防止措置の整備を前提として必要な範囲で見直すことが適当であるとし、弁護士・依頼者間の一定のコミュニケーションについて調査当局に対する開示を拒むこと等ができるいわゆる「秘匿特権」についても、新たな課徴金減免制度の利

ルールの検討の必要性等が指摘されている。なお、同年12月19日に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において決定された「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」では、国際的なデータ流通の枠組みを立ち上げる等の方針が示されている。

⁶⁷ 1千億円弱相当の貸出債権を他の金融機関に譲渡するとした。

⁶⁸ 公取委は、2017年12月6日の事務総長記者会見で地方銀行統合案件に係る「企業結合審査の考え方」を示しており、そこでは、他分野と同様に銀行業についても、一定の取引分野(市場)の範囲を画定した上で、企業結合により競争を実質的に制限することとなるかとする判断基準を示している。

⁶⁹ このほか、移動体通信事業者が下取りした中古携帯端末の流通実態の調査と必要な是正措置の実施が求められている。なお、公取委は、これまで2018年6月28日に「携帯電話市場における競争政策上の課題について(平成30年度調査)」を公表する等の取組を行っている。

⁷⁰ 例えば、国際市場分割カルテルにおいて我が国では売上額が発生しない違反行為者に対しても、利得額の類型別の法定化等により課徴金の賦課を可能とすることを含む。

用に係るものに限定して運用において配慮することが適当とされた⁷¹。

こうした独占禁止法の見直しに関しては、前常会（2018年）に政府から改正案の提出が検討されたが、「秘匿特権」の法制化を求める等の意見もありその提出は見送られた。

我が国の課徴金制度については、これまで刑事罰との併科が憲法上の二重処罰禁止（第39条）にあたるかという法的位置付けをめぐる議論がなされてきたという経緯がある。そうした中で、課徴金の算定・賦課について公取委の裁量を認めるに当たっては、法執行の透明性・公平性を確保し事業者の予見可能性を高める観点から、事前に策定するとされるその運用基準の内容・明確性とその運用過程についての情報公開が大きな鍵となる。また、違反行為の実態解明が優先される余り国民の権利利益が不当に侵害されては本末転倒であり適正な手続保障は必要となるが、その内容に関しては、「独占禁止法研究会報告書」で提言されている課徴金減免制度に限定した「秘匿特権」は欧米諸国とは異なる特異な制度となっている等の指摘もなされている⁷²。

6. その他

（1）意匠制度の見直し

近年、デザインをブランド構築やイノベーション力の向上を通じて企業の競争力向上のための重要な経営資源として活用する「デザイン経営」が注目されている。特許庁・経済産業省の「産業競争力とデザインを考える研究会」は、2018年5月に報告書『「デザイン経営」宣言』を公表し、「デザイン経営」の推進に向けて意匠法の改正を含めた政策提言を行った。これを受け、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で、新技術を活用したイノベーションの促進及びブランド形成に資するデザイン保護等の観点から意匠制度の見直しの検討が行われ、2018年12月14日、報告書案が示された⁷³。

意匠とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義される（意匠法第2条第1項）。同報告書案では、①画像デザインについて、操作画像や表示画像は画像が物品に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすること、②空間デザインについて、建築物（不動産）を意匠の保護対象とするとともに、統一的な美感を起こさせるような内装にも保護の拡充を図ること、③一貫したデザインコンセプトに基づくデザインを保護するため、関連意匠の出願可能期間の延長や関連意匠にのみ類似する意匠を登録可能とすること、④意匠権の存続期間（現行は登録日から20年）について、出願日から25年に見直すこと、⑤国内出願についても、複数意匠を一括出願できる制度を整備すること、等が提言されている。

（2）2025年国際博覧会（大阪万博）の開催

2018年11月、博覧会国際事務局総会において2025年国際博覧会の開催国が日本に決定

⁷¹ 欧米では、こうした「秘匿特権」が競争法の分野に限らず判例により認められている。

⁷² 日本弁護士会「公正取引委員会「独占禁止法研究会報告書」のうち、「第3-14（新制度の下での手続保障）」に対する意見書」（2017.6.15）等

⁷³ 「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）」（2018.12.14）

した。国際博覧会の日本での開催はこれまで5回であるが、2025年には大阪市夢洲地区において「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催するとされ、想定入場者数約2,800万人、想定会場建設費約1,250億円、経済波及効果は約2兆円と見込まれている⁷⁴。これについて、今後、国際博覧会の準備又は運営に対する国の支援等に関する法律案の提出が見込まれている⁷⁵。

(3) 消費税率引上げに対する対応

2018年10月、安倍総理は、2019年10月に予定されている消費税率引上げに関し、あらゆる施策を総動員し経済に影響を及ぼさないよう対応するとし、そのための追加の対応策として、①税率引上げ前後の消費を平準化するため、一定期間に限り、中小小売業に対し、ポイント還元といった新たな手法による支援を行い、また、商店街活性化のための対策を講じること、②税率引上げ前後に柔軟な価格付けができるようガイドラインを整備し、同時に中小企業が消費税を円滑に転嫁できるよう対策を講じること、③消費税負担が大きく感じられる大型耐久消費財について税制・予算措置を講じることが示された。対応策の骨格は、2018年11月に未来投資会議等でまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」で示されており⁷⁶、2019年度予算編成過程における決定に向けて検討が行われている。

このうち、①のポイント還元による支援に関しては⁷⁷、我が国でのキャッシュレス化の推進も併せた施策とされるが、キャッシュレス決済端末が行き渡っているコンビニ等に消費者が集中するのではないかと、クレジットカード会社等のシステム改修等の対応は可能か、需要の先食いや支援終了後の反動減とならないか、事業者間の転売等により制度の不正利用の可能性があるのでないか、等の指摘がある⁷⁸。また、その実施に当たりカード会社に手数料の引下げを求めていることに対しては、政府による民間経済への干渉ではないかとの意見もある。なお、我が国では、現金取扱いに伴い金融及び小売業等の現金管理・取扱いやATM運営等に約8兆円のコストを要しているとされる中、経済産業省は2018年4月に「キャッシュレス・ビジョン」を公表し、2015年に18.4%に止まっている我が国のキャッシュレス決済比率を2025年に40%とする目標を示している⁷⁹。

また、②の柔軟な価格付けに関しては、政府は、2018年11月28日に「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」を公表し、消費税率引上げ前後に需要に応じて事業者がその経営判断により柔軟に価格設定できることを示している⁸⁰。財・サービスの

⁷⁴ 「2025年国際博覧会検討会報告書」(2017.4.7)参照。

⁷⁵ 『日本経済新聞』(2018.11.30)。なお、2005年愛・地球博開催に際しては、「平成十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」(平成9年法律第118号)が制定されている。

⁷⁶ このほか、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付き商品券の発行・販売等の対応策が示されている。

⁷⁷ 安倍総理は、2018年11月22日、東京五輪までの9か月間、キャッシュレス決済時に5%のポイント還元を検討する考えを示している(『日本経済新聞』(2018.11.23)等)。

⁷⁸ 『日本経済新聞』(2018.10.26)等。このほか、キャッシュレス化の推進に関しては、カード破産の増加の懸念や災害時に利用できなくなるリスクを指摘する見解もある。

⁷⁹ 世界各国と比較すると、韓国89.1%、中国60.0%、米国45.0%等とされる(2015年)。

⁸⁰ なお、「消費税転嫁対策特別措置法」では、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置として、消費税と直接関連する形での「消費税還元セール」等の表示や「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」等の表示は禁止される表示とされている。

価格が市場の需給で決定されるという市場経済の原則からは当然のことと思われる一方で、税率引上げ前に価格を引き上げれば便乗値上げとの批判を受ける、また、税率引上げ後に価格を据え置いたり値引きを行うと消費税の価格転嫁ができず事業者の実質的な負担となるとの懸念もあり得る。

なお、③のうち自動車関連税制の見直しに関しては、与党税制改正大綱⁸¹では、自動車税について恒久減税として税率引下げを行う、現行の自動車取得税に代わる環境性能割の税率について消費税率引上げ後1年間に取得した場合1%分軽減する等とされている。

他方で、2019年10月に導入予定の「軽減税率制度」に対応した中小企業におけるレジや受発注システムの導入・改修等の準備状況に関しては、2018年9月公表の日本商工会議所による実態調査では8割を超える事業者が準備に取り掛かっていないとの結果が⁸²、また、同年11月公表の政府による調査でも「準備を始めている」とする事業者は約37%との結果が示されている⁸³。なお、これまで政府は、平成27年度予備費で消費税軽減税率対策費補助金による基金事業を措置してきている。

(4) 産業革新投資機構をめぐる問題

(株)産業革新投資機構(機構)は、前常会で成立した産業競争力強化法等改正法の施行に伴い、旧(株)産業革新機構を改組して2018年9月に発足した官民ファンドである。同改正では、第四次産業革命の進展や世界のリスクマネー供給の変化等を踏まえ、政策的ガバナンスを確保しつつ機動的な投資を可能とする等リスクマネー供給機能を強化すると趣旨の下、機構について政府が策定する投資基準によるミッションの明確化や事後評価の徹底等が企図されたほか、機構が他の官民ファンドの株式を保有できる規定も設けられている。

そうした中で、2018年12月3日、経済産業省は調整未了の役職員の報酬水準を前提としているとして機構が申請した予算変更を認可しないとの決定を行った。また、報酬以外にも機構の投資活動に対する国の関与の在り方等でも意見対立があったとされ⁸⁴、同月10日には機構の民間出身の取締役9名が辞任表明するに至った。さらに、翌11日には、世耕経済産業大臣が機構の平成31年度予算要求(産業投資1,600億円)を全額取り下げる旨表明しているが、今後、機構が世界に通用する投資ファンドとして十分機能していくのが問題となるほか、官民ファンドに対する規律の在り方、政策性と収益性の確保の在り方等が課題となる。

(やまぐち ひでき)

⁸¹ 自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(2018.12.14)

⁸² 日本商工会議所「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査」(2018.9.28)

⁸³ 第5回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議資料(2018.11.16)

⁸⁴ 『日本経済新聞』(2018.12.8)等